

神奈川県保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修指定要領

1 目的

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日付雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、県が行う神奈川県保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修（以下「エキスパート研修」という。）の研修実施機関（以下「研修実施機関」という。）の指定等について必要な事項を定め、エキスパート研修の円滑な執行を図ることを目的とする。

2 指定の申請

ガイドライン 6（1）の指定申請を行なおうとする者（以下「申請者」という。）は、研修開始予定日の 2 か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定申請書」（様式第 2 号。以下「申請書」という。）に以下のアからシまでの必要書類を添付して神奈川県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、カからシまでについては申請者が市町村又は指定保育士養成施設である場合は不要とし、エについては e ラーニングによる研修を実施する申請者のみ提出することとする。

- ア 事業計画（要領様式第 4 号）
- イ 収支予算書（事業に係るもの）
- ウ 研修カリキュラム（要領様式第 5 号）
- エ e ラーニング実施計画書（要領様式第 6 号）
- オ 講師の来歴がわかる書類及び講師基準確認書（要領様式第 7 号）
- カ 個人情報の取扱いに関する、以下の事項を記載した資料
 - ・収集する個人情報の種類、利用目的
 - ・個人情報の記載された紙資料や電子データの管理方法（保管方法、保管・作業場所）
 - ・個人情報の漏えい等防止の措置（チェック体制等）
 - ・個人情報の安全管理に関する責任体制（管理責任者、従事者）
 - ・その他必要な事項
- キ 研修実施機関の概要がわかる書類
- ク 組織図
- ケ 役員名簿
- コ 事業者規約（定款、寄付行為等）
- サ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- シ 直近の決算書
- ス その他知事が必要と認める書類

3 指定の要件

ガイドライン6(2)に規定する「本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認める場合」とは、申請者が次に掲げる要件をいずれも満たす場合とする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) エキスパート研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を整えていること。また、研修の運営等に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定していること。
- (3) 11に定める個人情報等の取扱いに関し、適正に実施するために必要な事務処理能力及び体制を整えていること。
- (4) 当該年度及び前年度に、個人情報に関する不適切な取扱いを行っていないこと。
- (5) エキスパート研修の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (6) エキスパート研修に係る経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例第2条各号の規定に該当する者でないこと。
- (8) 就学前の子どもに対する保育の研修に関する知見等を有すること。
- (9) 次のアからオまでの条件を満たす研修を実施するものであること。

ア 研修の講師が別表「神奈川県保育エキスパート等(保育士等キャリアアップ)研修講師基準」を満たしていること。

イ eラーニングによる研修を実施する場合は、学習内容を踏まえたグループ討議等の演習(15時間のうち3時間以上)を、原則として受講者が集合して実施する研修(以下「集合型研修」という。)で実施するものであること。また、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究(平成30年度厚生労働省委託事業)における「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ(平成31年1月9日)」及び「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ(平成31年3月13日)」を参考に、なりすまし及び早回し等の不正防止対策が十分に講じられたものであること。

ウ 研修を実施するために必要な研修会場、備品・教材等が確保されているか、又は確保できる見込みであること。また、集合型研修の会場の所在地が神奈川県内であり、開催日、時間帯及び研修会場について、希望者が受講しやすいよう配慮されていること。

エ 研修への出席状況等の研修受講者に関する状況を確実に把握し、保持できるものであること。

オ ホームページ等による広報や保育所等への案内などにより積極的に周知が図られるとともに、受講希望者からの問合せ等に対し、適切に対応できるものであること。

4 指定の効力

エキスパート研修の指定を受けた研修実施機関（以下「指定研修実施機関」という。）が、当該指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、研修開始予定日の2か月前までに必要事項を記載した「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」（様式第4号。以下「届出書」という。）に、以下のアからキまでの必要書類を添付して知事に提出することにより、当該研修に係る指定は引き続き効力を有するものとする。

なお、かついては申請者が市町村又は指定保育士養成施設である場合は不要とし、エについてはeラーニングによる研修を実施する申請者のみ提出することとする。

ただし、当該届出書に記載された研修が、ガイドライン及びこの要領に定める内容を満たしていない場合は、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

ア 事業計画（要領様式第4号）

イ 収支予算書（事業に係るもの）

ウ 研修カリキュラム（要領様式第5号）

エ eラーニング実施計画書（要領様式第6号）

オ 講師の来歴がわかる書類及び講師基準確認書（要領様式第7号）

カ 個人情報の取扱いに関する、以下の事項を記載した資料

- ・収集する個人情報の種類、利用目的
- ・個人情報の記載された紙資料や電子データの管理方法（保管方法、保管・作業場所）
- ・個人情報の漏えい等防止の措置（チェック体制等）
- ・個人情報の安全管理に関する責任体制（管理責任者、従事者）
- ・その他必要な事項

キ その他知事が必要と認める書類

5 申請の補正

知事は、申請書又は届出書の記載事項若しくは必要書類の内容が、ガイドライン及びこの要領に定める指定の要件に適合しないときは、申請者又は届出書の提出者に対し、相当の期間を定めて当該申請等の補正を求めることができる。

6 変更等の届出

指定研修実施機関は、エキスパート研修の指定を受けた後に、当該研修の内容等を変更しようとするとき又は当該研修を中止しようとするときは、「保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修指定内容変更等届出書」（要領様式第1号）を速やかに知事に提出しなければならない。

7 廃止の届出

- (1) 指定研修実施機関は、指定を受けている年度の途中で研修事業を廃止しようとする場合は、「保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修事業廃止届出書」（要領様式第3号）によりあらかじめ知事に届け出るものとする。
- (2) 知事は、(1)の届出を受理した場合は、指定研修実施機関に通知するものとする。
なお、廃止届の受理に伴い、指定の効力はなくなるものとする。

8 実績報告

指定研修実施機関は、翌年度4月10日までに、「保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修事業実績報告書」（要領様式第2号）に(1)及び(2)の書類を添付して知事に報告するものとする。

- (1) 研修修了者名簿（要領様式第8号）
- (2) その他知事が必要と認める書類

9 調査及び指導等

- (1) 知事は、研修実施機関としてエキスパート研修の指定を受けようとする市町村、指定保育士養成機関及び非営利団体に対して、必要があると認めるときは、研修実施機関の運営状況、研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、指定したエキスパート研修の実施等に関して適当でないと認めるときは、指定研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで指定したエキスパート研修の中止を命ずることができる。

10 指定の取消し

- (1) 知事は、指定研修実施機関が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - ア 3に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - イ 指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告又は届出等を行ったとき。
 - ウ 指定に係るエキスパート研修を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
 - エ 指定に係るエキスパート研修の実施に関し、不正な行為があったとき。
 - オ 9に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。
 - カ その他指定研修実施機関として不適切と判断されるとき。
- (2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、指定研修実施機関にその旨通知するものとする。
- (3) 知事は、(1)による取消しを行った指定研修実施機関名、取消年月日等を公表するものとする。

11 個人情報等の取扱い

- (1) 指定研修実施機関は、知り得た個人情報の取扱いについて十分に留意し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 県以外の都道府県で勤務する研修修了者や、研修終了後に他の都道府県の施設へと異動する研修修了者の情報について、他の都道府県と共有することから、指定研修実施機関は、受講申込者に対して、要領様式第8号に記載される情報を、他の都道府県及び区市町村に提供することについて、本人から同意を得るものとする。

12 著作権等の取扱い

- (1) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを指定研修実施機関の責任において行うものとする。
- (2) 第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、指定研修実施機関は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、エキスパート研修の指定等について必要な事項は、別に定める。

附則（令和3年5月18日付次育第1314号）

- 1 この要領は、令和3年5月18日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現にエキスパート研修の指定を受けている研修実施機関については、令和3年度に限りこの要領に基づき指定を受けたものとみなす。

附則（令和5年2月21日付次育第3138号）

この要領は、令和5年2月21日から施行し、令和5年4月1日以降に実施する研修について適用するものとする。